

特定非営利活動法人 日本成人矯正歯科学会

認定矯正歯科技工士認定制度規則

第1章 総 則

- 第 1 条 特定非営利活動法人日本成人矯正歯科学会（以下「本学会」という）は、矯正歯科臨床における歯科技工士の専門的知識、技術ならびに経験が備わった歯科技工士（以下これを認定矯正歯科技工士と称する）を養成し、本学会定款第3条に基づき、日本における矯正歯科医療の高度な水準の維持と向上を図ることにより、国民に最適な医療を提供することを目的として本学会に認定矯正歯科技工士認定制度（以下本制度）を設ける。
- 第 2 条 本制度の運営のために認定矯正歯科技工士認定委員会（以下委員会）を置き、認定矯正歯科技工士を認定するための必要な事業を行う。

第2章 委員会

- 第 3 条 委員長は委員会を管掌し本制度の円滑な運営を図る。委員長は委員会を招集する。但し、委員の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して請求があったときは、直ちに臨時委員会を招集しなければならない。
- 第 4 条 委員会はより高度な矯正歯科技工に精通する歯科技工士を育成するための諸事項を審議検討する。
- 第 5 条 委員会は委員の過半数の出席をもって議決することができる。
- 第 6 条 委員会の議事は出席者過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは委員長が決するものとする。
- 第 7 条 委員長ならびに委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第3章 認定矯正歯科技工士資格

- 第 8 条 認定矯正歯科技工士資格は経験年数、学識等により2級認定矯正歯科技工士と1級認定矯正歯科技工士に分類される。なお、1級資格の申請は2級資格取得者のみ可能である。

第4章 2級認定矯正歯科技工士の申請と資格証の交付

- 第 9 条 2級認定矯正歯科技工士の認定を申請する者は、次の各項の要件をすべて満たさなければならない。
- 1 日本の歯科技工士免許を有すること。

2 本学会の会員であること（原則、歯科技工士は準会員登録とする。ただし賛助会員は不可）。

3 2級認定矯正歯科技工士申請者の資格

本学会の認める矯正歯科専門医療機関、大学病院矯正歯科、矯正歯科専門技工所等に原則として常勤で3年以上の継続した矯正歯科臨床での従事があること、あるいは矯正歯科臨床も行う医療機関あるいは歯科技工所において同等の矯正歯科技工としての業務経験を有すること。

4 本学会の学術大会に参加し、歯科技工士セミナーを受講していること。

第10条 本制度規則（以下規則）第9条を満たし2級認定矯正歯科技工士の認定を申請する者は、認定矯正歯科技工士認定制度規則施行細則（以下細則）第3条に定める認定申請料を納入の上、次の各項に定める書類を委員会に提出し、審査の上、認定試験を受けなければならない。

1 認定矯正歯科技工士申請書

2 履歴書

3 歯科技工士免許証の写し

4 本学会会員歴証明書

5 規則第9条4を証明する書類

6 申請書類確認書

第11条 認定試験の実施、内容については別に定める。（細則第2条）

第12条 委員会は、申請者の申請書類および本学会が施工する認定試験の成績に関する審議を行い、本規則、細則などの規定を満たすものを2級認定矯正歯科技工士として運営部会に推薦する。

第13条 運営部会の議を経た後、所定の登録料（細則第3条の2）の納付を確認の上、理事長が2級認定矯正歯科技工士資格証を交付する。

第5章 1級認定矯正歯科技工士の申請と資格証の交付

第14条 本学会は2級認定矯正歯科技工士を育成するために矯正歯科技工に関する十分な知識と経験を有するものを1級認定矯正歯科技工士として認定する。

第15条 1級認定矯正歯科技工士の認定を申請する者は、次の各項の要件をすべて満たさなければならない。

1 本学会2級認定矯正歯科技工士資格を1回以上更新した者。（規則第20条）

2 本学会の学術集会等で学術口演発表、専門学会誌等に研究、論文発表の何れかの業績を有している者。

3 1、2の条件を満たすと共に本学会の認定医・指導医・専門医のもと、または本会の1級認定矯正歯科技工士資格を有する矯正歯科技工所の所長のもと、常勤で2級資格取得後にさらなる5年以上の矯正歯科技工経験又は矯正歯科技工所で同等の矯正歯科技

工経験があること。

- 4 矯正技工経験は継続して同一施設に所属しなくとも、3に該当する施設であれば累算できる。

第16条 規則第15条を満たし1級認定矯正歯科技工士資格を申請する者は、細則第3条に定める認定申請料を納入の上、次の各項に定める書類を委員会に提出し、審査の上、認定試験を受けなければならない。

- 1 1級認定矯正歯科技工士認定申請書
- 2 履歴書
- 3 歯科技工士免許証の写し
- 4 本学会会員歴証明書
- 5 規則第15条2を証明する書類
- 6 在職機関所属長（矯正歯科認定医・総合指導医・臨床指導医・矯正歯科技工所）の推薦書
- 7 申請書類確認書

第17条 認定試験の内容、実施については別に定める。（細則第2条）

第18条 委員会は、申請者の申請書類および本学会が施行する認定試験を通して、本学会活動における実績、貢献度、ならびに矯正歯科技工全般における十分な知識、技術を有することを審査し、規則、細則の規定を満たすものを1級認定矯正歯科技工士として運営部に推薦する。

第19条 運営部の議を経た後、所定の登録料（細則第3条）の納付を確認の上、理事長が1級認定矯正歯科技工士資格証を交付する。

第6章 資格の更新（2級、1級に共通）

第20条 認定矯正歯科技工士は5年毎に認定の更新を行わなければならない。

更新手続きには、細則第3条に定める更新申請料を納付した上で以下の書類を理事長に提出しなければならない。

- 1 認定歯科技工士更新のための申請書
- 2 認定歯科技工士資格証（写し）
- 3 認定期間である過去5年間に更新に必要な所定単位（研修ポイント）（細則第6条、第7条）の取得を証明する書類【本学会HPの会員個人プロフィールの取得研修ポイント、取得研修ポイントの内訳の写しで代用することを可とする】。

第21条 何らかの理由により更新手続きが行えなかった場合は1年間猶予期間を認め、翌年更新手続きを行うことができる。その場合の有効期間は、正規に手続きを行った場合の残余機関とする。

第22条 委員会は認定矯正歯科技工士から出された更新書類を審査し、その結果を運営部に報告する。資格証の交付などに関しては規則第9条、規則第15条を準用する。但し、更新時の審

査では原則的に試験は行わない。

第23条 理事長は委員会の報告を基に運営部会の議を経て、所定の更新登録料（細則第3条）の納付を確認の上、資格証の交付を行う。

第7章 資格の喪失（2級、1級に共通）

第24条 認定矯正歯科技工士は次の各項の一つに該当するとき、本委員会の議を経てその資格を失う。

- 1 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- 2 歯科技工士免許を取り消されたとき。
- 3 本学会会員の資格を失ったとき。
- 4 認定矯正歯科技工士の資格更新の手続きを行わなかったとき。
- 5 理事会ならびに評議員会が会員あるいは認定矯正歯科技工士として不適当と認めたとき。

第8章 補則

第25条 本委員会の決定に関し異議のある者は、理事長に申し立てを行うことができる。

第26条 この規則の改正については本委員会の議を経て運営部会の承認を必要とする。

付 則

本規則は平成28年3月17日から施行する。

本規則は令和4年3月24日から改正施行する。

特定非営利活動法人 日本成人矯正歯科学会

認定矯正歯科技工士認定制度規則施行細則

- 第 1 条 日本成人矯正歯科学会認定矯正歯科技工士認定制度規則（以下「規則」という）に定めた事項以外については、次の各条に従うものとする。
- 第 2 条 認定矯正歯科技工士の審査にあたって本委員会が必要と認めた場合、学科試験、技術試験あるいは口頭試問等を行うものとする。
- 第 3 条 申請料、登録料等は次の各号とする。
- 1 認定申請料 10,000円
 - 2 認定登録料 20,000円
 - 3 更新手数料 10,000円
- 第 4 条 前条に定める既納の申請料等は、いかなる理由があっても返却しない。
- 第 5 条 認定矯正歯科技工士の資格の更新申請にあたっては、別に定める研修ポイントの取得が必要となる。
- 第 6 条 規則第6章に定める2級、I 級認定歯科技工士の更新にあたっては、以下の基準によって評価する。
- 1 2級認定矯正歯科技工士の資格の更新に必要な5年間の研修ポイントは20点以上とする。
 - 2 1 級認定矯正歯科技工士の資格の更新に必要な5年間の研修ポイントは40点以上とする。
- 第 7 条 研修ポイントの点数配分は、以下の通りとする。
- 本学会（15点以上）
- ・ 本学会大会……………10点
 - ・ 本学会セミナー……………5点
 - ・ 本学会歯科技工士セミナー……………5点
 - ・ 本学会テーブルディスカッション参加……………3点
 - ・ 学術発表、学術展示、モデレーター……………15点
 - ・ 論文掲載……………20点
- 他学会（5点まで算定）
- ・ 本学会が認める他学会参加…………… 5点
- 第 8 条 更新の申請は、失効期日の1年前から6ヶ月前までに行わなければならない。
- 第 9 条 この細則の改正については、本委員会の議を経て、運営部会の承認を得なければならない。

認定矯正歯科技工士としての学術的知識の範囲は少なくとも本学会書籍「やさしくわかる矯正歯科治療 歯並びコーディネーター入門書」の記載内容（日本成人矯正歯科学会編集・医歯薬出版株式会社・平成27年9月25日発刊）ならびに「最新歯科技工士教本 矯正歯科技工学」の記載内容（全国歯科技工士教育協議会編集・医歯薬出版株式会社・2017年2月10日第1版）とする。

付 則

この細則は、平成 28 年 3 月 17 日から施行する。

この細則は、令和 4 年 3 月 24 日から改正施行する。